

森林づくり用具貸出要領

〔平成25年4月1日 恵森第8号 恵みの森づくり推進課長通知〕

〔平成30年3月 7日 恵森第791号 改正〕

〔平成31年2月28日 恵森第659号 改正〕

〔令和3年4月1日 恵森第530号 改正〕

〔令和4年3月30日 恵森第629号 改正〕

〔令和7年4月1日 森活第8号 改正〕

ぎふ森林づくりサポートセンターは、県民の行う森林づくり活動等を支援するため、次のとおり、森林づくりに関する用具の貸出を行う。

1 貸出する用具

貸出する用具は、別紙1に示すとおりとする。

2 貸出条件

(1) 対象者・対象行事

岐阜県内において、森林づくり活動（森林ボランティア活動、体験活動、普及啓発活動、ぎふ木育活動など）を行う団体。ただし、営利目的及び個人の活動は対象外とする。

(2) 貸出期間

貸出期間は、原則として、最大二週間とする。

(3) 貸出及び返却場所

貸出及び返却場所は、ぎふ森林づくりサポートセンターの事務所（県庁森林活用推進課）または岐阜県立森林文化アカデミーのほか、別途、ぎふ森林づくりサポートセンターが指定する場所とする。

(4) 貸出及び返却時間

貸出及び返却時間は、原則として、平日の9時30分から16時00分までとする。

(5) 使用料

貸出にかかる費用は無料とする。ただし、故意または重大な過失による用具の損傷があった場合は、賠償を求めることとする。

3 貸出手続き

(1) 貸出手続き

貸出を希望する団体は、貸出希望日の一週間前までに、貸出申請書（別紙様式1）に必要事項を記

入のうえ、森林活用推進課長（ぎふ森林づくりサポートセンター）へ提出するものとする。森林活用推進課長は、貸出申請書の内容及び貸出状況を踏まえ、貸出の可否を通知する。

（２）返却手続き

活動終了後、借用者は、用具の汚れを落とし、数を確認した上で、実績書（別紙様式２）に必要事項を記入のうえ、期限までに、貸出を受けた場所又は、ぎふ森林づくりサポートセンターが指定する場所へ返却するものとする。

４ その他

（１）活動の公開について

ぎふ森林づくりサポートセンターでは、貸出対象の活動をホームページ、SNS等で紹介することがあるため、後日、活動写真の提供を求める場合がある。

（２）注意事項

貸出申請書に記載された目的以外での使用を禁止する。また、貸出する用具の使用中的事故に関して、ぎふ森林づくりサポートセンターでは一切の責任を負わないものとする。用具の借受者は、活動に際して、「活動参加者へ取扱い方を説明する、もしくは、参加者の安全を確保するための指導員を適切に配置すること」等、安全管理に十分な配慮をすることとする。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。